

事業承継支援事業について

1 事業の目的

町内の中小企業者の減少により、地域産業はもとより、地域の雇用や地域活動の取り組みが失われることを防ぐため、円滑な事業承継によって事業価値を次世代に引き継ぎ、地域産業の振興と地域社会の発展に寄与することを目的とする。

2 補助対象

上士幌町内で事業を営む中小企業者（個人業者含む）で、事業承継を行うもの

3 補助内容

①税制申請に係る事業

- 1) 特例事業承継計画書の作成経費
- 2) 認定申請支援の代行経費
- 3) 特例適用贈与申告書の作成経費
- 4) その他必要と認められる経費 ※費用は約70万円程度

②株価評価等に係る事業

- 1) 株価評価に係る経費
- 2) その他必要と認められる経費 ※費用は約70万円～100万円程度

4 補助率

- ①税制申請に係る事業 補助対象経費の3分の2以内
- ②株価評価等に係る事業 補助対象経費の2分の1以内

5 補助上限額

- ①税制申請に係る事業 50万円
- ②株価評価等に係る事業 50万円

6 審査会

事前審査制度を導入し、事業承継計画の審査認定を受けた者が補助申請できるものとする。事業承継計画の作成にあたっては、商工会を受付窓口として経営指導を行う。

□審査会構成⇒副町長・総務課長・企画財政課長・農林課長
商工観光課長・商工会

6 事業報告

事業承継者は、年に1回以上商工会の経営指導を受けるものとする。
商工会は、事業承継の事業状況について町へ報告するものとする。

7 事業報告

概算払いを可とする。